

平成 27 年度
法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁



イータックス
e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しい情報は、
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

略

語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）
22改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）
改正法令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第142号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年財務省令第23号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年財務省令第30号）
改正震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第151号）
改正震災特例法規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年財務省令第52号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
通則法	改正法による改正後の国税通則法
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	改正震災特例法令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
震災特例法規	改正震災特例法規による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
旧通則法	改正法による改正前の国税通則法
改正福島復興特措法	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第20号）
福島復興特措法	改正福島復興特措法による改正後の福島復興再生特別措置法
改正地域再生法	地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第 号）
地域再生法	改正地域再生法による改正後の地域再生法

（注）この説明書は、平成27年5月8日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

第1編 法人税法等に関する改正

I 法人税の税率の引下げに関する改正	1
II 受取配当等の益金不算入制度の見直し	3
III 欠損金の繰越控除制度等の見直し	7
IV 減価償却に関する改正	11
1 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度の創設	11
2 その他	13
V 税額の計算に関する改正	18
1 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設	18
2 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の拡充	19
3 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備	25
4 その他	28
VI 引当金・準備金制度に関する改正	29
VII 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	31
VIII 国際課税に関する改正	33
IX その他の改正	37

第2編 震災特例法に関する改正

福島再開投資等準備金制度の創設	40
-----------------	----

[この説明書の構成について]

- この説明書では、平成27年度税制改正のうち法人税関係法令の概要について、平成27年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- このうち「**第1編 法人税法等に関する改正**」では、法人税法や租税特別措置法など震災特例法以外の改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。
「**第2編 震災特例法に関する改正**」では、震災特例法に関する改正事項について説明しています。
- それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

第1編 法人税法等に関する改正

I 法人税の税率の引下げに関する改正

〔改正の内容〕

普通法人、一般社団法人等(注1)又は人格のない社団等に対する法人税の税率が 23.9% (改正前 25.5%) に引き下げられました (法 66、81 の 12、143)。

また、中小企業者等の法人税率の特例について、適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました (措法 42 の 3 の 2、68 の 8)。

改正前後の税率及びその適用関係は次表のとおりです (法 66、81 の 12、143、措法 42 の 3 の 2、67 の 2、68、68 の 8、68 の 100、68 の 108、改正法附則 21)。

区 分			改正前	改正後
適 用 関 係			平 27.4.1 前開始事業年度	平 27.4.1 以後開始事業年度
の 普 通 法 人・ 社 団 等 人 格	中小法人 (注2) 又は 人格のない 社団等	年 800 万円以下の部分	1 5 %	1 5 %
		年 800 万円超の部分	2 5 . 5 %	2 3 . 9 %
	中小法人以外の法人		2 5 . 5 %	2 3 . 9 %
一般社団法人等 及び公益法人等 とみなされてい るもの(注3)	年 800 万円以下の部分		1 5 %	1 5 %
	年 800 万円超の部分		2 5 . 5 %	2 3 . 9 %
公益法人等(注4)	年 800 万円以下の部分		1 5 %	1 5 %
	年 800 万円超の部分		1 9 %	1 9 %
協同組合等(注5)	年 800 万円以下の部分		1 5 % (1 6 %)	1 5 % (1 6 %)
	年 800 万円超の部分		1 9 % (2 0 %)	1 9 % (2 0 %)
	特定の協同組合等(注6) の年 10 億円超の部分		2 2 %	2 2 %
特 定 医 療 法 人 (注7)	年 800 万円以下の部分		1 5 % (1 6 %)	1 5 % (1 6 %)
	年 800 万円超の部分		1 9 % (2 0 %)	1 9 % (2 0 %)

※ 表中の括弧書は、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率を表します。

(注1) 一般社団法人等とは、法別表第二に掲げる非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。

(注2) 中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時ににおいて次の法人に該当するものについては中小法人から除かれます。

イ 保険業法に規定する相互会社 (同法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社を含み、ロ(ロ)において「相互会社等」といいます。)

ロ 大法人 (次に掲げる法人をいい、以下へまでにおいて同じです。) との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人

(ロ) 相互会社等

(ハ) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人 (以下へにおいて「受託法人」といいます。)

ハ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ニ 投資法人

ホ 特定目的会社

ヘ 受託法人

(注3) 公益法人等とみなされているものとは、認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合及びマンション敷地売却組合をいいます（措令27の3の2）。

(注4) 公益法人等とは、法別表第二に掲げる法人（一般社団法人等を除きます。）をいいます。

(注5) 協同組合等とは、法別表第三に掲げる法人をいいます。

(注6) 特定の協同組合等とは、その事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が、1,000億円にその事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以上であるなど、一定の要件を満たす協同組合等をいいます（措法68、68の108、措令39の34、39の127）。

(注7) 特定医療法人とは、措法第67条の2第1項に規定する承認を受けた医療法人をいいます。

〔適用時期〕

平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則21）。

Ⅱ 受取配当等の益金不算入制度の見直し

〔制度の概要〕

法人が配当等の額(注1)を受ける場合には、法人が保有する次に掲げる株式等に係る配当等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額は益金の額に算入しないこととされています(旧法23①④⑤⑥)。

- 1 完全子法人株式等(注2)に係る配当等……その配当等の額の全額
- 2 関係法人株式等(注3)に係る配当等……その配当等の額から負債の利子の額のうち関係法人株式等に係る部分の金額を控除した残額
- 3 完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等(公社債投資信託以外の証券投資信託に係る収益の分配を含みます。)……その配当等の額から負債の利子の額のうちその株式等に係る部分の金額を控除した残額の50%相当額

(注1) 配当等の額とは、次に掲げる金額をいいます(旧法23①一～三、旧措法67の6)。

イ 剰余金の配当若しくは利益の配当、剰余金の分配の額及び特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。)の収益の分配の額

ロ 資産の流動化に関する法律第115条第1項に規定する金銭の分配の額

ハ 公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除きます。)の収益の分配の額のうち、内国法人から受けるイの金額から成る部分の金額(証券投資信託の場合はその収益の分配の額の2分の1相当額(特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託にあっては4分の1相当額、特定外貨建等証券投資信託にあっては零)(旧法令19①))

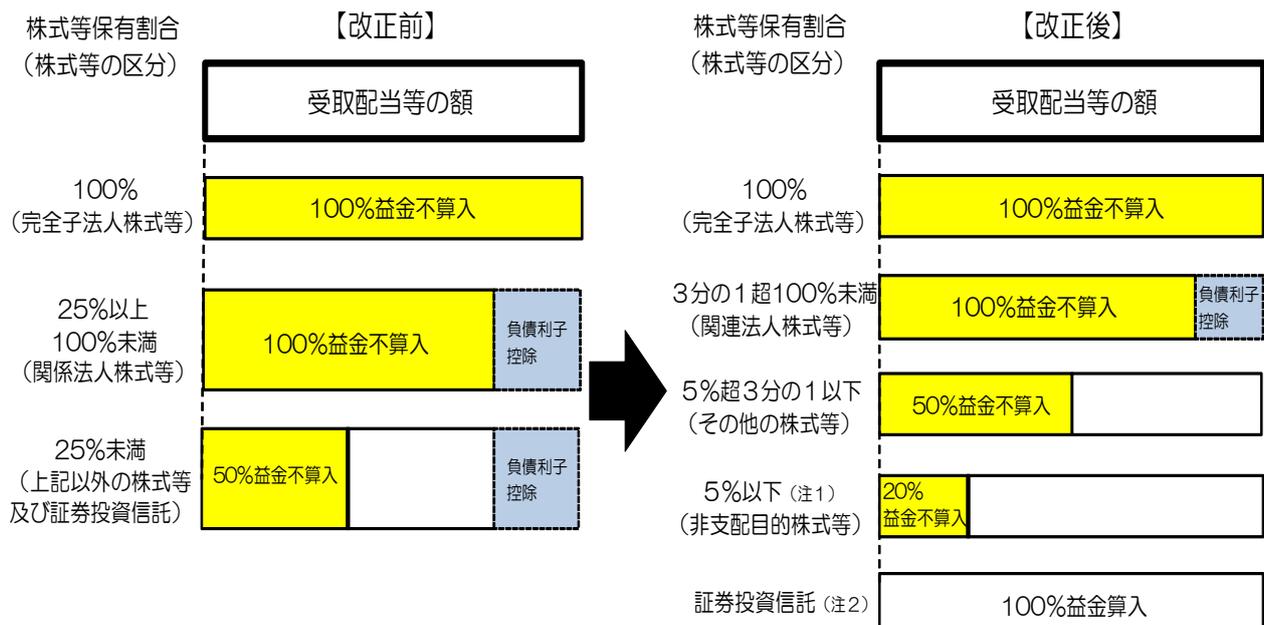
(注2) 完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人の株式又は出資をいいます(旧法23⑤、旧法令22の2)。

(注3) 関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の25以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます(旧法23⑥、旧法令22の3)。

〔改正の内容〕

受取配当等の益金不算入制度について、次のとおり見直しが行われました。

《イメージ図》



(注1) 保険会社の場合は40%益金不算入となります(措法67の7①)。

(注2) 特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。)の場合は非支配目的株式等と同様の取扱いとなります(措法67の6①)。

1 益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合の改正

配当等の額の益金不算入額の計算に当たり法人が保有する株式等の区分及び益金不算入割合について、次表のとおり株式等の区分及び益金不算入割合が改正されました（法23①⑥⑦）。

改正前		改正後	
株式等の区分	益金不算入割合	株式等の区分	益金不算入割合
完全子法人株式等 （株式等保有割合 100%）	100分の100	完全子法人株式等 （株式等保有割合 100%）	100分の100
関係法人株式等 （株式等保有割合 25%以上）		関連法人株式等 （株式等保有割合 3分の1超）	
上記以外の株式等	100分の50	その他の株式等 （株式等保有割合 5%超3分の1以下）	100分の50
		非支配目的株式等 （株式等保有割合 5%以下）	100分の20

(1) 完全子法人株式等

上記【制度の概要】（注2）の完全子法人株式等と同じです。

(2) 関連法人株式等

関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間（注）の初日からその計算期間の末日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます（法23⑥、法令22の3）。

（注） 計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前にその配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額の支払に係る基準日の翌日（次に掲げる場合にはそれぞれ次の日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日（その配当等の額が資本の払戻し以外のみなし配当事由によるものである場合にはその支払に係る効力発生日の前日）までの期間をいいます（法令22の3②）。

イ その翌日とその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日から起算して6月前の日以前の日である場合又はその支払を受ける配当等の額がその6月前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合（ハに掲げる場合を除きます。） その6月前の日の翌日

ロ その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日以前6月以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合（ハに掲げる場合を除きます。） その設立の日

ハ その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式等を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日以前6月以内に取得したその元本である株式等につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合 その取得の日

(3) その他の株式等

その他の株式等とは、完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等をいいます。

(4) 非支配目的株式等

非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の5以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人か

ら受ける配当等の額の支払に係る基準日（配当等の額が資本の払戻し以外のみなし配当事由によるものである場合にはその支払に係る効力発生日の前日）において有する場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）及び特定株式投資信託の受益権をいいます（法 23⑦、措法 67 の 6、法令 22 の 3 の 2）。

（注） 内国法人が他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合における当該他の内国法人の株式等のうち法第 23 条第 2 項の短期保有株式等がある場合には、その内国法人はその短期保有株式等を有していないものとして非支配目的株式等であるかの判定を行うこととされています（法令 22 の 3 の 2②）。

2 配当等の額の範囲の見直し

- (1) 投資法人の金銭の分配の額について、次のとおり見直しが行われました（法 23①）。
 - イ 投資法人の金銭の分配の額が、配当等の額に該当することが明確化されました。
 - ロ 利益の額を超える金銭の分配の額であって、その利益の額を超える部分の金額が投資法人の計算に関する規則に規定する一時差異等調整引当額の増加額と同額であるものは、配当等の額（改正前：資本の払戻し等の額）に該当することとされました（法 23①二、法規 8 の 4）。
- (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配の額のうち配当等の額とされる部分の金額については、本制度の対象から除外され、その収益の分配の額的全額が益金の額に算入されることとなりました（旧法 23①三、旧法令 19）。

3 負債利子がある場合の控除計算の見直し

内国法人が各事業年度において支払う負債の利子がある場合の配当等の額の益金不算入額の計算について、次のとおり見直しが行われました。

- (1) 負債利子がある場合の控除計算の対象となる株式等が、上記 1(2)の関連法人株式等に限定されるとともに、その関連法人株式等に係る配当等の額について益金の額に算入しない金額は、関連法人株式等につきその事業年度において受ける配当等の額の合計額からその負債の利子の額のうちその関連法人株式等に係る部分の金額として次の算式（原則法）により計算した金額を控除した金額とされました（法 23④、法令 22）。
- (2) 上記 1(2)の関連法人株式等に係る負債利子がある場合の控除計算の簡便法について、適用することができる法人が平成 27 年 4 月 1 日に存する内国法人とされ、基準年度が平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度とされました（法令 22④）。控除すべき負債の利子の額は次の算式（簡便法）により計算した金額となります。

（算 式）

<原則法>

$$\text{控除負債利子額} = \frac{\text{支払負債利子額の合計額} \times \text{当期及び前期の期末関連法人株式等の帳簿価額の合計額}}{\text{当期末及び前期末の総資産の帳簿価額の合計額に所要の調整を加えた額}}$$

<簡便法>

$$\text{控除負債利子額} = \frac{\text{支払負債利子額の合計額} \times \text{基準年度の期末関連法人株式等に係る負債利子額として<原則法>で計算した額の合計額}}{\text{基準年度の支払負債利子額の合計額}}$$

（注） 期末関連法人株式等とは、内国法人が有する株式等でその内国法人の各事業年度終了の日の 6 月前の日の翌日を計算期間の初日とし、その事業年度終了の日を計算期間の末日とした場合に関連法人株式等となる株式等をいいます（法令 22②）。

- (3) 損害保険会社の特別利子が負債の利子から除かれる措置が廃止されました（旧措法 67 の 7）。

4 みなし配当が生ずる事由の見直し

上記1の制度の適用対象となる配当等の額とみなす金額が生ずる事由について、次のとおり見直しが行われました。

- (1) みなし配当が生ずる事由に出資等減少分配が含まれること及びその出資等減少分配の基因となった株式等に対応する部分の資本金等の額の計算方法が明確化されました（法24①三、法令23①四）。
- (2) みなし配当が生ずる基因となる自己の株式又は出資の取得事由から、株式の併合に反対した株主からのその併合により一株に満たないこととなる場合のその端数株式の買取請求に基づくものが除外されました（法令23③九）。
- (3) みなし配当が生ずる事由により株主等である法人に金銭その他の資産の交付が行われる場合の通知事項に、みなし配当が生ずる事由の生じた日の前日における発行済株式等の総数が追加されました（法令23④一）。

5 保険会社の受取配当等の益金不算入の特例の創設

上記1及び2の改正に伴い、青色申告書を提出する法人で保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行うものの各事業年度において、その保有する非支配目的株式等につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額について、その100分の40に相当する金額を益金の額に算入しないこととされました（措法67の7）。

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金の額に算入されない配当等の額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、益金の額に算入されない金額は、その金額として記載された金額に限られます（法23⑧）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法81の4）。

〔適用時期〕

- (1) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則21、29、72）。
- (2) 【改正の内容】の2(1)ロは、平成27年4月1日以後に受ける金銭の分配の額について適用され、同日前に受けた金銭の分配の額については、従来どおり適用されます（改正法附則23）。
- (3) 【改正の内容】の3(3)は、平成27年4月1日以前に開始した事業年度における特別利子については、従来どおり適用されます（改正法附則72、96）。
- (4) 【改正の内容】の4(2)は、平成27年5月1日以後に生ずる事由について適用され、同日前に生じた事由については、従来どおり適用されます（改正法令附則5①）。
- (5) 【改正の内容】の4(3)は、平成27年4月1日以後にみなし配当が生ずる事由により株主等である法人に金銭その他の資産を交付する場合について適用され、同日前にみなし配当が生ずる事由により株主等である法人に金銭その他の資産を交付した場合については、従来どおり適用されます（改正法令附則5②）。
- (6) 【改正の内容】の5は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則72、95）。

Ⅲ 欠損金の繰越控除制度等の見直し

〔制度の概要〕

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度

この制度は、法人の各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（既にその各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、その各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法57①）。ただし、中小法人等以外の法人は、各事業年度の所得の金額の100分の80に相当する金額が限度となります（旧法57②）。

なお、この制度の適用に当たっては、欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です（法57③）。

2 災害による損失金の繰越控除制度

この制度は、法人の各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（上記1の適用があるもの又は法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用があるものを除きます。）のうち、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について震災、風水害、火災等の災害により生じた損失に係るもので一定の欠損金額があるときは、その一定の欠損金額に相当する金額を、その各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法58①）。ただし、中小法人等以外の法人は、各事業年度の所得の金額の100分の80に相当する金額が限度となります（旧法58②）。

なお、この制度の適用に当たっては、その一定の欠損金額の生じた事業年度についてその損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です（法58③）。

3 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

この制度は、更生手続開始の決定などの事実が生じた場合において、その事実が生じた時の債権者から債務の免除を受けるなど一定の場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度又はその清算中に終了する事業年度（以下「適用年度」といいます。）前の各事業年度において生じた欠損金額のうち一定の金額は、その適用年度の損金の額に算入するというものです（法59①、③、旧法59②、法令116の3、117の2、118）。

4 欠損金額に係る更正の請求期間

申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、その申告書に記載した欠損金額が過少であるとき又はその申告書に欠損金額の記載がなかったときには、その申告書の法定申告期限から9年以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（旧通則法23①二）。

5 欠損金額に係る更正の期間制限

法人税に係る欠損金額でその事業年度において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又はその金額があるものとする更正は、その更正に係る法人税の法定申告期限から9年を経過する日まですることができることとされています（旧通則法70②）。

〔改正の内容〕

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越控除の制限

(1) 欠損金等の控除限度額の見直し

中小法人等(注1)以外の法人の各事業年度(一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度を除きます。(2)の表を参照してください。)の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度については、控除前所得の金額(注2)の100分の65相当額(改正前100分の80相当額)とされ、平成29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度については、控除前所得の金額(注2)の100分の50相当額とされました(法57①、⑪、58①、⑥、改正法附則27)。

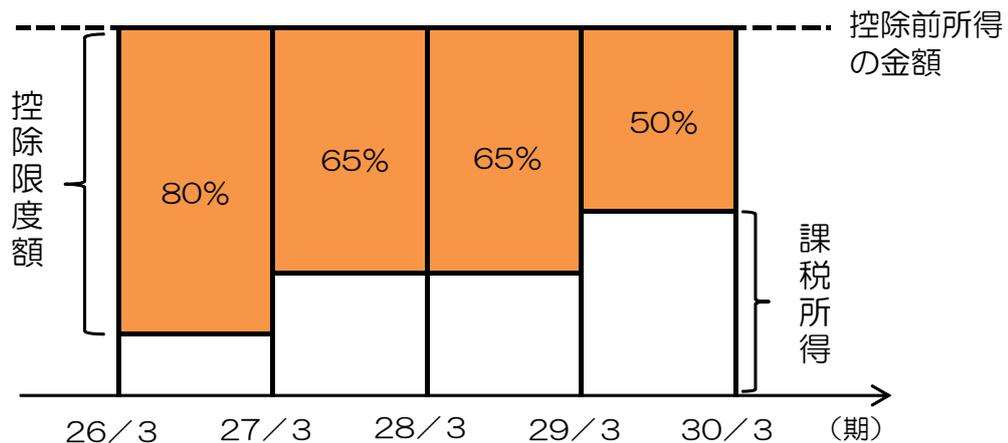
(注1) 中小法人等とは、各事業年度終了の時において次の法人に該当するものをいいます(法57⑪一、58⑥一、法令14の10⑥、188①十六)。

- イ 普通法人(投資法人、特定目的会社及び法第4条の7に規定する受託法人を除きます。)のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの(1ページI(注2)ロ又はハの法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
- ロ 公益法人等又は協同組合等
- ハ 人格のない社団等

(注2) 控除前所得の金額とは、欠損金等を控除する前の所得金額として所要の調整を行ったものをいいます(法57①、58①)。

《イメージ図》

(3月決算法人の例)



(2) 欠損金等の控除限度額が控除前所得の金額に相当する金額とされる法人等

上記(1)の改正に伴い、中小法人等や一定の事実が生じた法人等については、次表の中欄に掲げる事業年度(次表の右欄に掲げる事業年度を除きます。)における欠損金等の控除限度額が控除前所得の金額に相当する金額とされました(法57⑪、58⑥、法令112⑭~⑰、116の2⑤~⑦、法規26の3の2、26の5の2)。

対象法人	対象事業年度	対象事業年度から除かれる事業年度
イ 中小法人等	各事業年度	—
ロ 次の事実が生じた法人		
(イ) 更生手続開始の決定があったこと	その更生手続開始の決定の日からその更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日	その更生手続開始の決定があった日以後にその法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたことその他のその

	後7年を経過する日までの期間 (同日前においてその更生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の一定の事実が生じた場合には、その更生手続開始の決定の日からその事実が生じた日までの期間)内の日の属する各事業年度	法人の事業の再生が図られたと認められる事由(注)のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他のその事由が生じた一定の日のうち最も早い日以後に終了する事業年度
(ロ) 再生手続開始の決定があったこと	その再生手続開始の決定の日からその再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後7年を経過する日までの期間 (同日前においてその再生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の一定の事実が生じた場合には、その再生手続開始の決定の日からその事実が生じた日までの期間)内の日の属する各事業年度	その再生手続開始の決定があった日以後にその法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたことその他のその法人の事業の再生が図られたと認められる事由(注)のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他のその事由が生じた一定の日のうち最も早い日以後に終了する事業年度
(ハ) 再生計画認可の決定があったことに準ずる事実など法第59条第2項に規定する一定の事実((ロ)の事実を除きます。)	その事実が生じた日から同日の翌日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度	その事実が生じた日以後にその法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたことその他のその法人の事業の再生が図られたと認められる事由(注)のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他のその事由が生じた一定の日のうち最も早い日以後に終了する事業年度
(ニ) (イ)から(ハ)までの事実に準ずる一定の事実	その事実が生じた日から同日の翌日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度	同上
ハ 新設法人(普通法人に限り、中小法人等又は大法人による完全支配関係がある法人等(1ページI(注2)ロ及びハ参照)に該当するもの及び株式移転完全親法人を除きます。)	設立の日(合併法人である場合にはその合併法人又はその合併に係る被合併法人の設立の日のうち最も早い日等一定の日)から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度	その法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されたことの内いずれかが生じた場合には、その上場された日又はその登録された日のうち最も早い日以後に終了する事業年度

(注) 事業の再生が図られたと認められる事由とは、次のイからニまでに掲げる事由(上記ロの(ハ)及び(ニ)の事実が株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が行う再生支援によるものである場合にはイ、ロ及びホの事由)をいいます(法令112⑭)。

イ その法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

ロ その法人の発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

ハ その法人のその事実に係る更生計画等で定められた弁済期間が満了したこと。

ニ その法人のその事実に係る更生債権等の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。

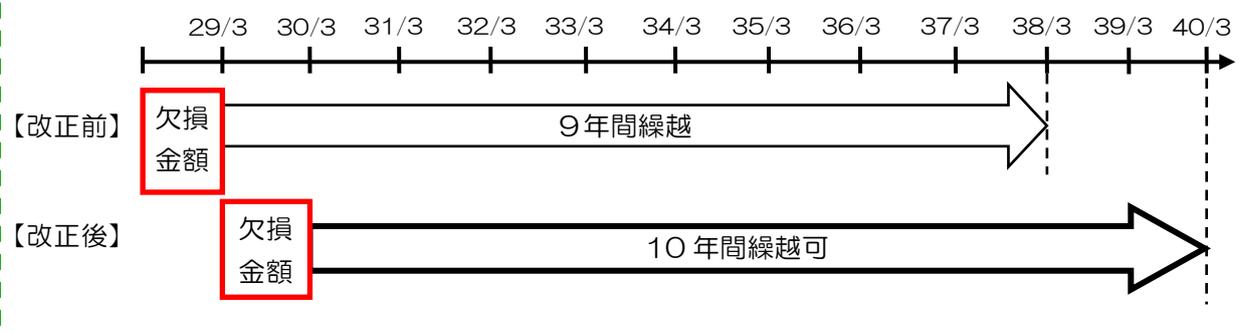
ホ 株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が行うその法人に対するその事実に係る一定の再生支援に係る全ての業務が完了したこと。

2 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間の延長

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について、上記〔制度の概要〕の 1 及び 2 の制度における欠損金等の繰越期間が 9 年から 10 年に延長されました（法 57①、58①）。

《イメージ図》

（3月決算法人の例）



これに伴い、次の措置が講じられています。

(1) 帳簿書類の保存

〔制度の概要〕の 1 及び 2 の制度による欠損金額が生じた事業年度に係る帳簿書類の保存要件について、保存期間が 9 年から 10 年に延長されました（法 57⑩、58⑤、法規 26 の 3 ①、26 の 5 ①）。

(2) 欠損金額に係る更正の請求期間の延長

法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が 9 年から 10 年に延長されました（通則法 23①）。

(3) 欠損金額に係る更正の期間制限の延長

法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が 9 年から 10 年に延長されました（通則法 70②）。

3 その他

上記 1(2)の改正に伴い、会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、所要の整備が行われました（法 57⑤、58③、59②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法 81 の 9）。

〔適用時期〕

- (1) 〔改正の内容〕の 1 及び 3 は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 21）。
- (2) 〔改正の内容〕の 2 の本文及び(1)は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用され、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます（改正法附則 27①、30①、改正法規附則 2 ①③）。
- (3) 〔改正の内容〕の 2(2)及び(3)は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる純損失等の金額について適用され、同日前に開始した事業年度において生じた純損失等の金額については、従来どおり適用されます（改正法附則 53①③）。

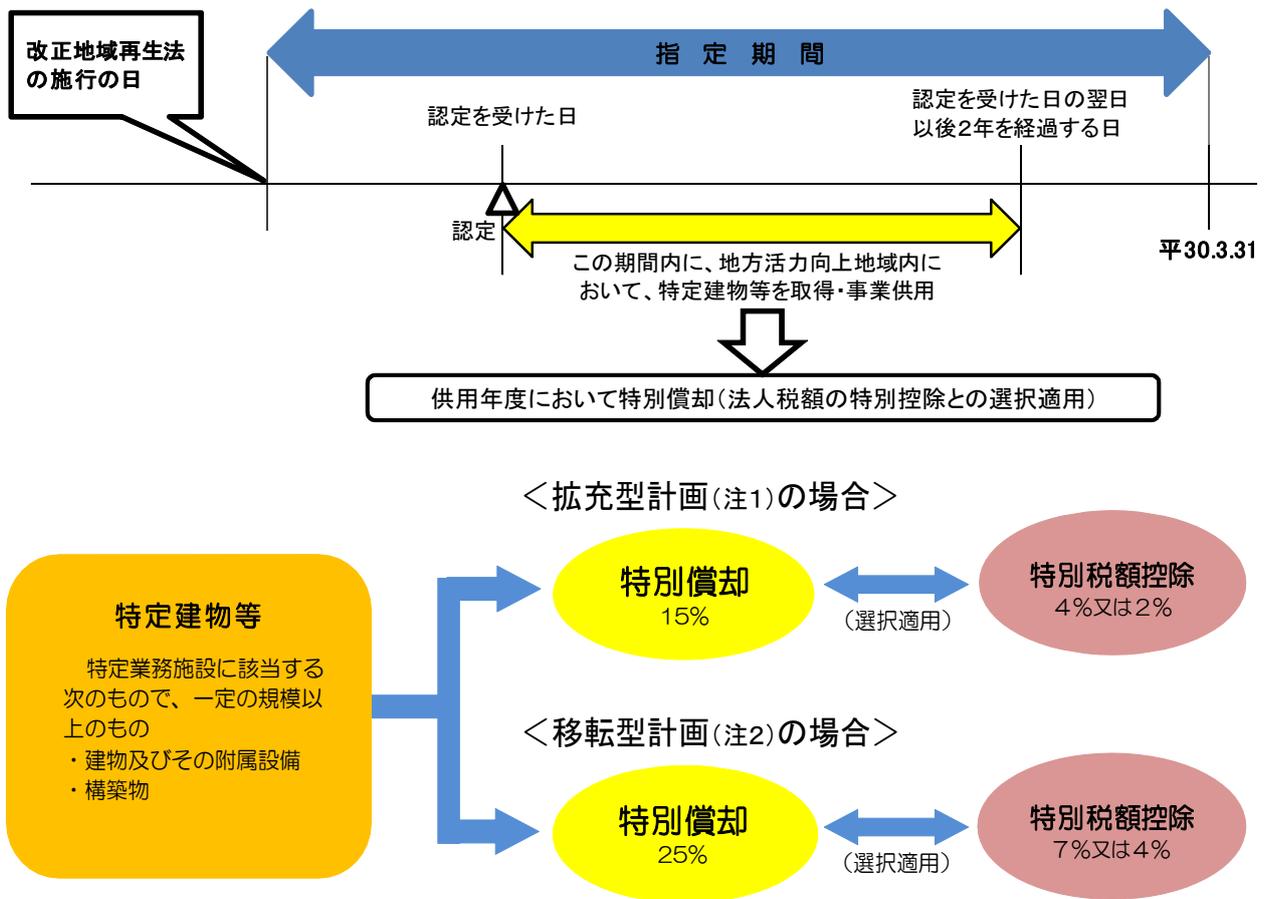
IV 減価償却に関する改正

1 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で改正地域再生法の施行の日から平成30年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、その認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、地方活力向上地域内において、その認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）に記載された特定業務施設に該当する一定の建物及びその附属設備並びに構築物（以下「特定建物等」といいます。）を取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）し、又は建設して、これをその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、その特定建物等の取得価額の15%（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には25%）相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12①）。

《イメージ図》



（注1） 拡充型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（措法42の12①）。

（注2） 移転型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（措法42の12②一）。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものです（措法 42 の 12①）。

(2) 指定期間

本制度における指定期間とは、改正地域再生法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間をいいます（措法 42 の 12①）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定建物等とは、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された地域再生法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物で、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 2,000 万円（中小企業者(注)にあつては、1,000 万円）以上のものをいいます（措法 42 の 12①、措令 27 の 12）。

(注) 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます（措法 42 の 4②④、措令 27 の 4⑤）。

イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人(*)の所有に属している法人
ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人(*)の所有に属している法人

(*) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

(4) 供用年度

供用年度とは、特定建物等を法人の営む事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12①）。

(5) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次のいずれの計画であるかに応じそれぞれ次の算式により計算します（措法 42 の 12①）。

(算 式)

イ 拡充型計画の場合

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 15\%$$

ロ 移転型計画の場合

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 25\%$$

申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定建物等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 12④）。
- ロ 所有権移転外リース取引(法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。)により取得した特定建物等については、本制度の適用はありません（措法 42 の 12③）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 2）。

〔施行時期〕

改正地域再生法の施行の日から施行されます（改正法附則 1 十一）。

なお、地域再生法の一部を改正する法律案は平成 27 年 5 月 8 日現在、国会において審議中です。

2 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（旧措法42の5⑥、68の10⑥、改正法附則74、85、平23財務省告示第219号、平27財務省告示第111号）</p> <p>（措法42の5⑥、68の10⑥）</p>	<p>○ 即時償却の措置について、適用対象設備から太陽光発電設備が除外されました。</p> <p>○ 即時償却の措置について、適用期限が平成28年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等（措法42の10①、68の14①、改正法附則1十三、75①、86）</p>	<p>○ 本制度の対象資産に継続的に実施されることが確保される特定事業の用に供される貸付用の建物及びその附属設備が追加されました。</p>	<p>国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却（旧措法42の12の2、68の15の3、旧措令27の12の2、39の45の3、改正法附則72、88）</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 特定中小企業者等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却（措法42の12の3①、68の15の4①、措令27の12の3、措規20の8①、22の30①、改正法附則78、89）</p> <p>（措法42の12の3①、68の15の4①、改正法附則78、89）</p> <p>（措法42の12の3①、68の15の4①）</p>	<p>○ 適用対象となる特定中小企業者等から認定経営革新等支援機関等が除外されました。</p> <p>○ 対象設備について、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類に記載されたものに限定されました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 特定設備等の特別償却（措法43①表二、68の16①表二、措令28③④、39の49③④、改正法附則79①、90①、改正措令附則32①、41①）</p> <p>（平27国土交通省告示第473号）</p> <p>（昭48大蔵省告示第69号）</p>	<p>○ 船舶の特別償却制度について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 対象設備から国際総トン数1万トン未満の外航船舶が除外されました。</p> <p> なお、これに伴い、特別償却率が18%の特別償却の措置の対象となる外航船舶は、外航船舶で日本船舶に該当するものとされます。</p> <p>ロ 環境への負荷の低減に資する船舶の要件について所要の見直しが行われました。</p> <p>ハ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平27.4.1から適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(6) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（措法44①、68の19①、改正法附則79②、90②）</p> <p>（措法44①、68の19①）</p>	<p>○ 対象施設について、新設又は増設により取得等をしたものに限定されました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(7) 共同利用施設の特別償却（措法44の3①、68の24①、措令28の5、39の52、改正法附則79③、90③）</p> <p>（措法44の3①、68の24①）</p>	<p>○ 対象施設について、一の共同利用施設の取得価額が100万円以上のものとされました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(8) 特定農産加工品生産設備等の特別償却（旧措法44の4②、68の25②、旧措令28の7③～⑤、39の52③④、旧措規20の14②、22の33②、改正法附則79④、90④）</p>	<p>○ 新用途米穀加工品等製造設備に係る措置が廃止されました。</p>	<p>平27.4.1前に取得等をした新用途米穀加工品等製造設備については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 特定信頼性向上設備等の特別償却（措法44の5①、68の26①、改正法附則79⑤、90⑤）</p> <p>（措令28の8②二、39の55②二、改正措令附則32②、41②）</p> <p>（措法44の5①、68の26①）</p>	<p>○ 特定信頼性向上設備に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 特別償却率が10%（改正前15%）に引き下げられました。</p> <p>ロ 適用対象地域から除外される地域について、首都直下地震対策特別措置法の首都直下地震緊急対策区域（改正前：多極分散型国土形成促進法の東京圏）とされました。</p> <p>ハ 適用期限が平成28年5月31日まで1年2月延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をする特定信頼性向上設備について適用され、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等																
<p>(10) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (措法45②表四、68の27②表四、措令28の9⑫四、⑭四、⑰⑱、39の56②四、④四、⑧、措規20の16⑦、旧措法45①一口、68の27①、旧措令28の9①一口、④二、改正法附則79⑥⑦、90⑥⑦)</p> <p>(措法45②表一、68の27②表一、措令28の9⑫一、⑭一、⑰⑱、39の56②一、④一、措規20の16⑤、改正法附則79⑦⑧、90⑦⑧、改正措令附則32③④、41③④、改正措規附則19①、23①)</p> <p>(措法45②、68の27②)</p> <p>(措法45①②、68の27①②、措令28の9①一)</p>	<p>○ 山村振興法の改正等に伴い、振興山村に係る特別償却の措置について、割増償却ができる措置に改組されました。</p> <p>この改組後の割増償却に係る措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 336 1149 1288"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 法 人</td> <td>青色申告書を提出する中小企業者</td> </tr> <tr> <td>対 象 地 区</td> <td>振興山村として指定された地区のうち、特定山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の地区</td> </tr> <tr> <td>対 象 事 業</td> <td>地域資源を活用する製造業（対象地区内において生産されたものを原料又は材料とするものに限り、及び農林水産物等販売業（対象地区内において生産された農林水産物又はその農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主にその対象地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。）のうち、対象地区に係る特定山村振興計画に記載された事業</td> </tr> <tr> <td>対 象 設 備</td> <td>対象地区内において営む事業の用に供される設備で、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が5,000万円を超える中小企業者の地域資源活用製造業の用に供される設備にあつては、1,000万円）以上である場合のその一の設備</td> </tr> <tr> <td>対 象 資 産</td> <td>対象設備を構成するもののうち、特定山村振興計画に記載された次の資産 ・ 機械及び装置 ・ 建物及びその附属設備並びに構築物</td> </tr> <tr> <td>割 増 償 却 割 合</td> <td>24%（建物及びその附属設備並びに構築物については、36%）</td> </tr> <tr> <td>適 用 期 間</td> <td>特定振興山村計画の計画期間の初日から平成29年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 半島振興対策実施地域に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 半島振興法の改正に伴い、認定半島産業振興促進計画に基づく措置に改組されました。</p> <p>ロ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 過疎地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	改 正 後	対 象 法 人	青色申告書を提出する中小企業者	対 象 地 区	振興山村として指定された地区のうち、特定山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の地区	対 象 事 業	地域資源を活用する製造業（対象地区内において生産されたものを原料又は材料とするものに限り、及び農林水産物等販売業（対象地区内において生産された農林水産物又はその農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主にその対象地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。）のうち、対象地区に係る特定山村振興計画に記載された事業	対 象 設 備	対象地区内において営む事業の用に供される設備で、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が5,000万円を超える中小企業者の地域資源活用製造業の用に供される設備にあつては、1,000万円）以上である場合のその一の設備	対 象 資 産	対象設備を構成するもののうち、特定山村振興計画に記載された次の資産 ・ 機械及び装置 ・ 建物及びその附属設備並びに構築物	割 増 償 却 割 合	24%（建物及びその附属設備並びに構築物については、36%）	適 用 期 間	特定振興山村計画の計画期間の初日から平成29年3月31日まで	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平27.4.1以後に取得等をする産業振興機械等について適用され、同日前に取得等をした産業振興機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p>
区 分	改 正 後																	
対 象 法 人	青色申告書を提出する中小企業者																	
対 象 地 区	振興山村として指定された地区のうち、特定山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の地区																	
対 象 事 業	地域資源を活用する製造業（対象地区内において生産されたものを原料又は材料とするものに限り、及び農林水産物等販売業（対象地区内において生産された農林水産物又はその農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主にその対象地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。）のうち、対象地区に係る特定山村振興計画に記載された事業																	
対 象 設 備	対象地区内において営む事業の用に供される設備で、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が5,000万円を超える中小企業者の地域資源活用製造業の用に供される設備にあつては、1,000万円）以上である場合のその一の設備																	
対 象 資 産	対象設備を構成するもののうち、特定山村振興計画に記載された次の資産 ・ 機械及び装置 ・ 建物及びその附属設備並びに構築物																	
割 増 償 却 割 合	24%（建物及びその附属設備並びに構築物については、36%）																	
適 用 期 間	特定振興山村計画の計画期間の初日から平成29年3月31日まで																	
<p>(11) 医療用機器の特別償却 (平21厚生労働省告示第248号、平27厚生労働省告示第229号)</p>	<p>○ 対象となる機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものについて、その対象機器が見直されました。</p>	<p>平27.4.1から適用されます。</p>																

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法45の2①、68の29①)</p> <p>(旧措法45の2①二、68の29①二、旧措令28の10③、39の58③、改正法附則79⑨、90⑨)</p>	<p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品に係る措置が廃止されました。</p>	<p>—</p> <p>平27.4.1前に取得等をした医療用機器等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却 (旧措法46の2、68の32、旧措令29の2、39の61、旧措規20の18、22の39、改正法附則72)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却 (措法46の2①、68の33①、改正法附則79⑩、90⑩)</p> <p>(措法46の2①、68の33①、措令29の3①④、39の62①、改正法附則79⑩、90⑩、平27厚生労働省告示第233号)</p> <p>(措法46の2①、68の33①、改正法附則79⑩、90⑩)</p>	<p>○ 対象法人について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に次世代育成支援対策推進法第15条の2に規定する次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定(特例基準適合認定)を受けた法人が追加されました。</p> <p>また、特例基準適合認定を受けた法人は、その認定を受けた日以後3年以内に終了する各事業年度において割増償却ができることとされました。</p> <p>○ 対象資産について、一般事業主行動計画に記載された建物及び建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品のうち一定のものとされました。</p> <p>また、建物及び建物附属設備について、取得若しくは建設をしたもの又は増築、改築、修繕若しくは模様替のための工事により取得若しくは建設したものとされました。</p> <p>○ 割増償却率について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 適用事業年度(基準適合認定を受けた日を含む事業年度)</p> <p>(イ) 建物及び建物附属設備 24%(一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定により届出をされたものである場合には、32%)</p> <p>(ロ) 車両及び運搬具並びに器具及び備品 18%(一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定により届出をされたものである場合には、24%)</p> <p>ロ 特例認定適用事業年度(特例基準適合認定を受けた日以後3年以内に終了する各事業年度)</p> <p>(イ) 建物及び建物附属設備 15%</p> <p>(ロ) 車両及び運搬具並びに器具及び備品 12%</p>	<p>平27.4.1以後に特例基準適合認定を受ける法人の同日以後に開始する事業年度終了の日において有する次世代育成支援対策資産について適用されます。</p> <p>平27.4.1以後に基準適合認定又は特例基準適合認定を受ける法人の同日以後に開始する事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含みます。)終了の日において有する次世代育成支援対策資産について適用され、同日前に基準適合認定を受けた法人の同日前に開始した事業年度終了の日において有する特定建物等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法46の2①、68の33①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで3年延長されました。	—
(14) 特定都市再生建築物等の割増償却 (旧措法47の2③一、68の35③一、旧措令29の5①②、39の64①②、旧措規20の21⑤一、22の42④一、改正法附則79⑫、90⑫)	○ 都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置は、廃止されました。	平27.4.1前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。
(措法47の2①③一、68の35①③一、改正法附則79⑪⑫、90⑪⑫)	○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づいて行われる都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物の割増償却率が30% (改正前40%) に引き下げられました。	平27.4.1以後に取得等をする特定都市再生建築物等について適用され、同日前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。
(措法47の2①③三、68の35①③、措令29の5④一二、措規20の21③、旧措規20の21①④⑤四、22の42①、改正法附則1十二、79⑬⑭、90⑬⑭)	○ 雨水貯留浸透利用施設に係る措置について、下水道法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 イ 対象区域を浸水被害対策区域とすることとされました。 ロ 対象施設から補助金等をもって建築し、又は設置される構築物及び雨水の地下への浸透を図るための構築物 (浸透性舗装) が除外されました。	水防法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする特定都市再生建築物等について適用され、同日前に取得等をした構築物については、従来どおり適用されます。
(措法47の2①、68の35①)	○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。	—
(15) 倉庫用建物等の割増償却 (措令29の6②、改正措令附則32⑦)	○ 対象となる倉庫用建物等の規模要件について、次のとおり引き上げられました。 イ 階数が2以上の普通倉庫 床面積が6,000㎡以上 (改正前3,000㎡以上) ロ 階数が1の普通倉庫 床面積が3,000㎡以上 (改正前1,500㎡以上) ハ 冷蔵倉庫 容積が6,000㎡以上 (改正前3,000㎡以上)	平27.4.1以後に取得等をする倉庫用建物等について適用され、同日前に取得等をした倉庫用建物等については、従来どおり適用されます。
(措法48①、68の36①)	○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。	—

V 税額の計算に関する改正

1 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で改正地域再生法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、その認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日までの間に、地方活力向上地域内において、その認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）に記載された特定業務施設に該当する一定の建物及びその附属設備並びに構築物（以下「特定建物等」といいます。）を取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）し、又は建設して、これをその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、その特定建物等の取得価額の 2 %（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には 4 %）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 12②）。

なお、改正地域再生法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた法人が取得した特定建物等については、その取得価額の 4 %（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には 7 %）相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（措法 42 の 12②）。

(1) 適用対象法人

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度と同様です（12 ページⅣ 1 (1)参照）。

(2) 指定期間

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度と同様です（12 ページⅣ 1 (2)参照）。

(3) 適用対象資産

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度と同様です（12 ページⅣ 1 (3)参照）。

(4) 供用年度

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度と同様です（12 ページⅣ 1 (4)参照）。

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、特定建物等の取得価額に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の日が次の期間のいずれに含まれるかに応じそれぞれ次の算式により計算します（措法 42 の 12②）。

（注） 下記の算式により計算した金額が、控除の適用を受けようとする事業年度の調整前法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

○ 改正地域再生法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間

(算 式)

イ 拡充型計画の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 4\%$$

ロ 移転型計画の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 7\%$$

○ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間

(算 式)

イ 拡充型計画の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 2\%$$

ロ 移転型計画の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 4\%$$

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定建物等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定建物等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 12⑤）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 2）。

〔施行時期〕

改正地域再生法の施行の日から施行されます（改正法附則 1 十一）。

なお、地域再生法の一部を改正する法律案は平成 27 年 5 月 8 日現在、国会において審議中です。

2 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の拡充

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、次の(1)及び(2)の要件（適用年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合は(1)及び(2)イハの要件）を満たす場合（(1)及び(2)イロの要件を満たすことについては所定の証明がされたものに限り、）で、かつ、雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業を行っている場合には、40 万円に基準雇用者数（注 1）を乗じて計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、当期の法人税額の 10%（中小企業者等（注 2）については 20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12①）。

(1) 適用年度（注 3）及び適用年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないこと。

(2) 次の要件の全てを満たしていること。

イ 基準雇用者数が 5 人以上（中小企業者等（注 2）である場合には、2 人以上）であること

- ロ 基準雇用者割合(注4)が10%以上であること
- ハ 給与等支給額(注5)が比較給与等支給額(注6)以上であること

(注1) 基準雇用者数とは、適用年度終了の日における雇用者の数からその適用年度開始の日の前日における雇用者(その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。注4において同じです。)の数を減算した数をいいます(旧措法42の12②四)。

(注2) 中小企業者等とは、中小企業者(12ページIV1(3)(注)参照)又は農業協同組合等をいいます(旧措法42の12①)。

(注3) 適用年度とは、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度等を除きます。)をいいます(旧措法42の12①)。

(注4) 基準雇用者割合とは、基準雇用者数の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に対する割合をいいます(旧措法42の12②五)。

(注5) 給与等支給額とは、法人の給与等の支給額(その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合にはその金額を控除した金額)のうち適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額(その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除きます。)をいいます(旧措法42の12②七)。

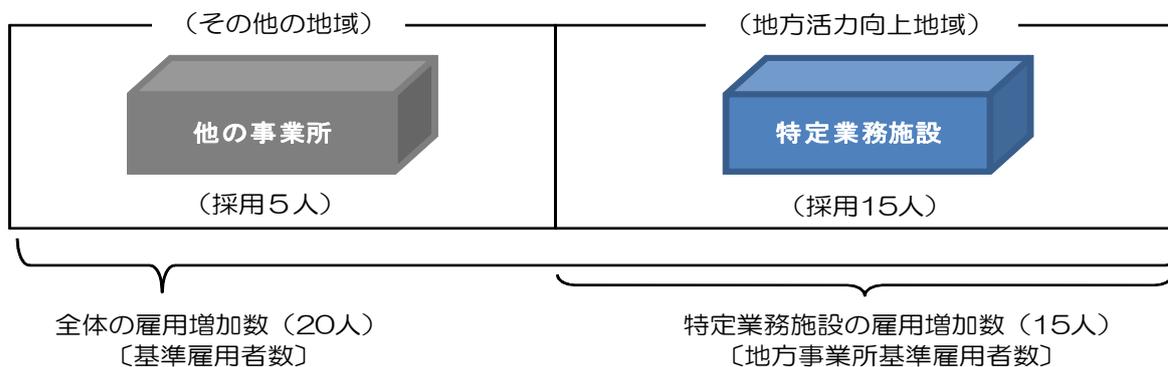
(注6) 比較給与等支給額とは、法人の給与等の支給額のうち適用年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額をその1年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額(以下「適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額」といいます。)に、その適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額に基準雇用者割合を乗じて計算した金額の30%に相当する金額を加算した金額をいいます(旧措法42の12②八)。

〔改正の内容〕

地方活力向上地域における増加雇用者に対する措置として、次のとおり法人税額の特別控除ができることとされました。

《改正後における本制度全体のイメージ図》

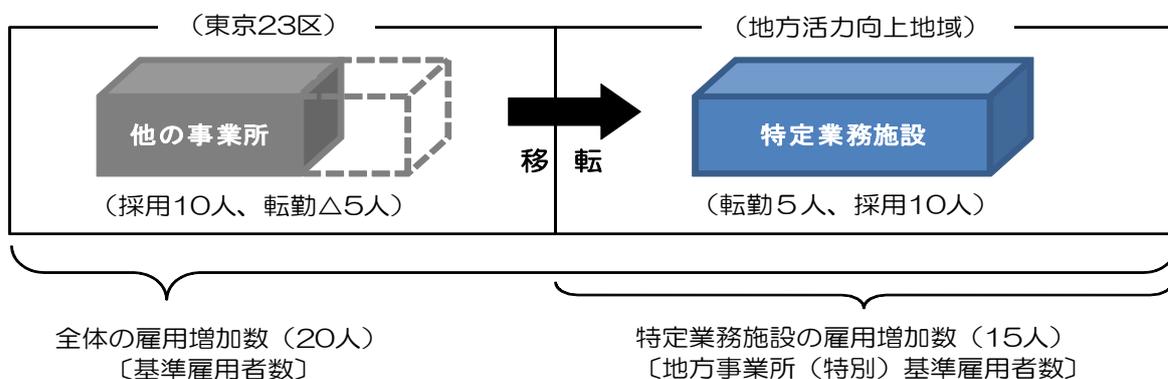
○ 拡充型計画の認定を受けた事業者の場合



① $(〔基準雇用者数(20人)〕 - 〔地方事業所基準雇用者数(15人)〕) \times 40万円$

② $〔地方事業所基準雇用者数(15人)〕 \times 50万円$ (注1)

○ 移転型計画の認定を受けた事業者の場合



① $(〔基準雇用者数(20人)〕 - 〔地方事業所基準雇用者数(15人)〕) \times 40万円$

② $〔地方事業所基準雇用者数(15人)〕 \times 50万円$ (注1)

③ $〔地方事業所特別基準雇用者数(15人)〕 \times 30万円$ (注2)

- (注1) 下記(1)ハの適用要件の(イ)、(ハ)、(ニ)のみを満たす場合は20万円（この場合、①の適用はありません。）となります。
- (注2) 30万円の特別税額控除は、②の適用を受けた事業年度以降において基準雇用者数及び地方事業所基準雇用者数がマイナスとならない等の要件を満たす場合には、最長3年間適用を受けることができます。
- (注3) ②及び③の算式により計算した金額の合計額が、控除の適用を受けようとする事業年度の調整前法人税額の30%相当額（①及び18ページV1の制度による特別控除額がある場合には、その金額を控除した金額）を超える場合には、その30%相当額が限度とされます。この場合の税額控除は、②→③の順に行います。
- (注4) 次の用語の意義は、次のとおりです。
- イ 拡充型計画とは、11ページIV1《イメージ図》（注1）と同じです。
 - ロ 移転型計画とは、11ページIV1《イメージ図》（注2）と同じです。
 - ハ 地方活力向上地域とは、地域再生法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいいます。
 - ニ 特定業務施設とは、地域再生法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいいます。
 - ホ 地方事業所基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた法人が地方活力向上地域（同条第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同条第1項第2号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます（措法42の12の2⑤五）。
 - ヘ 地方事業所特別基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に移転型計画の認定を受けた法人のその適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその法人が地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数の合計数をいいます（措法42の12の2⑤十）。

(1) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」といいます。）であるものが、適用年度において、一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っている場合には、地方事業所基準雇用者数に50万円（又は20万円）を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができることとされました。ただし、その事業年度の調整前法人税額の30%相当額（基準雇用者数に係る特別控除額〔**制度の概要**〕）又は18ページV1の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額が限度とされます（措法42の12の2②）。

《イメージ図》

特定業務施設
の雇用増加数

× 50万円
又は（注）
20万円

(注) 下記(1)ハの適用要件の全てを満たす場合は50万円、適用要件の(イ)、(ハ)、(ニ)を満たす場合は20万円となります。

イ 適用対象法人

本特例の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者に該当する法人です（措法42の12の2②）。

□ 適用年度

本特例の適用年度とは、改正地域再生法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地域再生法第 17 条の 2 第 1 項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）について認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度をいい、設立の日を含む事業年度、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 2 ⑤一）。

ハ 適用要件

本特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります（措法 42 の 12 の 2 ①②⑦）。

- (イ) 基準雇用者数が 5 人以上（中小企業者等にあつては、2 人以上）であることにつき所定の証明がされたこと
- (ロ) 基準雇用者割合が 10%以上であること又は適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。）の数が零であることにつき、所定の証明がされたこと（50 万円の特別控除の適用を受ける場合に限ります。）
- (ハ) 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること
- (ニ) 本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされたこと

ニ 地方事業所税額控除限度額

本特例の法人税額から控除する地方事業所税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 2 ②）。

(算 式)

【上記ハの全ての要件を満たす場合】

$$\text{地方事業所税額控除限度額} = \text{地方事業所基準雇用者数} \times 50 \text{ 万円}$$

【上記ハの(ロ)以外の要件を満たす場合】

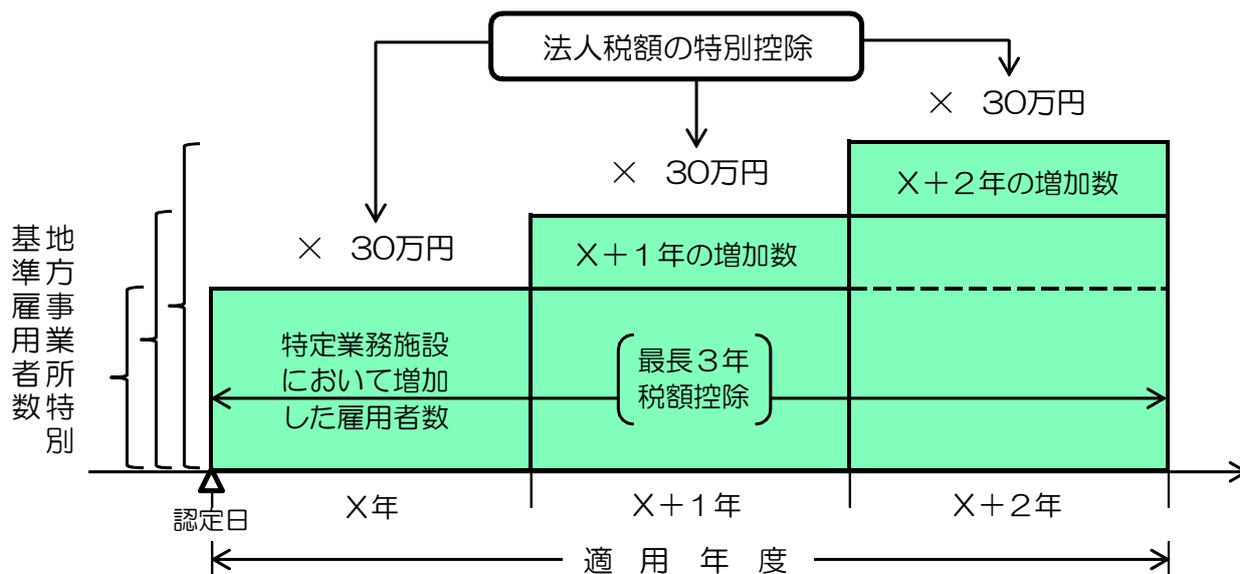
$$\text{地方事業所税額控除限度額} = \text{地方事業所基準雇用者数} \times 20 \text{ 万円}$$

(注) 地方事業所基準雇用者数とその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、上記算式の地方事業所基準雇用者数はその基準雇用者数となります（措法 42 の 12 の 2 ②）。

(2) 移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で認定事業者（移転型計画の認定を受けた法人に限ります。）であるもののうち上記(1)の特例の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業を行っている場合には、地方事業所特別基準雇用者数に 30 万円を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができることとされました。ただし、その事業年度の調整前法人税額の 30%相当額（基準雇用者数に係る特別控除額（〔制度の概要〕）、地方事業所基準雇用者数に係る特別控除額（上記(1)）又は 18 ページ V 1 の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされます（措法 42 の 12 の 2 ③）。

《イメージ図》



- (注1) X年以後の事業年度において、基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数がマイナスとなる場合、その事業年度以後の各事業年度は、この30万円の特別控除の適用はありません。
- (注2) 事業年度が1年に満たない場合又はX年からX+2年までの期間の月数が決算期変更などにより36月とならない場合には、所要の調整計算を行うこととなります。

イ 適用対象法人

本特例の適用対象法人は、上記(1)の適用を受ける又は受けた法人（移転型計画の認定を受けた法人に限ります。）です（措法42の12の2③）。

ロ 適用年度

上記(1)の適用年度と同じです（措法42の12の2⑤一）。

ハ 対象期間

本特例の適用を受ける事業年度は、上記(1)の適用を受ける事業年度以後の各適用年度です。ただし、移転型計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の各事業年度はこの特例の適用はありません（措法42の12の2③）。

ニ 適用要件

本特例は、本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の日1年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされた場合に限り、適用されます（措法42の12の2⑦）。

ホ 地方事業所特別税額控除限度額

本特例の法人税額から控除する地方事業所特別税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の12の2③）。

(算式)

$$\text{地方事業所特別税額控除限度額} = \text{地方事業所特別基準雇用者数} \times 30 \text{万円}$$

- (注1) 適用年度が1年に満たない場合（(注2)の場合を除きます。）の上記算式の30万円は、30万円に適用年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額となります（措法42の12の2④）。

(注2) 移転型計画の認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日を含む適用年度において、その適用年度が1年に満たない場合及び移転型計画の認定を受けた日を含む事業年度の開始の日からその適用年度終了の日までの期間の月数が36でない場合に該当する場合の地方事業所特別基準雇用者数に乗ずる金額は、次によります(措令27の12の2⑭)。

$$30 \text{ 万円} \times \frac{\text{その適用年度開始の日から移転型計画の認定を受けた日を含む事業年度開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$$

(3) 雇用者の数が増加した場合の特別控除額の見直し

上記(1)の特例の適用を受ける場合の法人税額の特別控除額については、40万円に基準雇用者数から上記(1)の特例の適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数を控除した数を乗じて計算した金額とされました(措法42の12の2①)。

申告に当たっての注意点

イ 上記(1)及び(2)の特例の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数を基礎として計算した金額に限られます(措法42の12の2⑧)。

ロ 上記(1)ハ(イ)、(ロ)及び(ニ)における所定の証明は、確定申告書等に、雇用促進計画の達成状況及び離職者がいないかどうかの確認ができる書類を添付することにより行います(措令27の12の2①、措規20の7①)。

ハ 上記《改正後における本制度全体のイメージ図》(注4)ホ及びへにおける所定の証明がされた基準雇用者数とは、確定申告書等に、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地方活力向上地域において整備した特定業務施設又は地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された書類を添付することにより証明がされたその基準雇用者数をいいます(措令27の12の2⑤⑥、措規20の7②③)。

ニ 上記(2)の特例の適用を受ける場合には、移転型計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度が、基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度に該当しないことを証する書類を添付する必要があります(措令27の12の2⑰、措規20の7⑤)。

(注) 上記ロからニまでに掲げる書類は、法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長がその法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第8条第3項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(雇用促進計画の達成状況、離職者がいないかどうか及び地方活力向上地域において整備した特定業務施設又は地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設に係る雇用者数が確認できるものに限り)の写しとなります(措規20の7①②③⑤)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の3)。

〔適用時期〕

改正地域再生法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則1十一、77①、87①)。

なお、地域再生法の一部を改正する法律案は平成27年5月8日現在、国会において審議中です。

3 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に10%（試験研究費割合^(注)が10%未満である場合には、試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4①）。

（注）試験研究費割合とは、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます（旧措法42の4②二）。

(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、特別試験研究費の額がある場合には、その特別試験研究費の額に税額控除割合（12%から上記(1)で適用した税額控除割合を控除した割合）を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記(1)により控除された法人税額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4②）。

(3) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等^(注)の各事業年度（上記(1)又は(2)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の12%相当額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4⑥）。

（注）中小企業者等とは、中小企業者（12ページⅣ1(3)（注）参照）又は農業協同組合等で青色申告書を提出するものをいいます。

(4) 繰越税額控除限度超過額の繰越控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、その事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限ります。）における税額控除限度額のうち、上記(1)及び(2)による法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（繰越税額控除限度超過額）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記(1)及び(2)により控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4③）。

また、上記(3)の税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を有するときにおいても、同様に繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除が認められています（旧措法42の4⑦）。

(5) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の平成20年4月1日から平成29年3月31日までに開始する各事業年度において、次のイ又はロのいずれかの場合に該当する場合には、その区分に応じそれぞれ次に定める税額控除額につき、上記(1)から(4)までの制度とは別に、その事業年度の法人税額の10%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4⑨）。

イ 次の(イ)及び(ロ)のいずれも満たす場合

(イ) 増加試験研究費の額^(注1) > 比較試験研究費の額^(注2) × 5%

(ロ) 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額^(注3)

税額控除額 = 増加試験研究費の額 × 30%（増加試験研究費割合^(注4)が30%未満である場合には、その増加試験研究費割合）

（注1）増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいいます（旧措法42の4⑨一）。

(注2) 比較試験研究費の額とは、当期前3年間の各期の試験研究費の額の平均額をいいます(旧措法42の4⑫九)。

(注3) 基準試験研究費の額とは、当期前2年間の各期の試験研究費の額のうち最も多い額をいいます(旧措法42の4⑫十)。

(注4) 増加試験研究費割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます(旧措法42の4⑫十一)。

ロ 試験研究費の額 > 平均売上金額(注5) × 10%

税額控除額 = (試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 超過税額控除割合(*)

(*) 超過税額控除割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

(注5) 平均売上金額とは、当期を含む4年間の売上金額の平均額をいいます(旧措法42の4⑫十一)。

(6) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度における上記(1)から(4)までの各制度における税額控除限度額の上限については、その各事業年度の法人税額の30%相当額に引き上げられています(旧措法42の4の2)。

【改正の内容】

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の見直し

【制度の概要】(1)及び(3)の制度における税額控除限度額が、当期の調整前法人税額の25%(改正前20%)相当額に引き上げられました(措法42の4①②)。

(注) これらの制度の対象となる試験研究費の額には、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額を含まないこととされました(措法42の4③)。

(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

【制度の概要】(2)の制度について、次のとおり見直しが行われました。

イ 税額控除限度額が、【制度の概要】(1)及び(3)の制度とは別枠で、当期の調整前法人税額の5%相当額とされました(措法42の4③)。

ロ 税額控除割合が次のとおり引き上げられました(措法42の4③一・二)。

(イ) 国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者(以下「特別研究機関等」といいます。)

と共同して行う試験研究又は特別研究機関等に委託する試験研究に係る一定の試験研究費の額 30%

(ロ) (イ)以外のもの 20%

ハ 特別試験研究費の範囲について、次のとおり見直しが行われました(措法42の4⑥六)。

(イ) 特別研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人が除外されました(措令27の4⑥一)。

(ロ) 特定中小企業者等(注1)に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等が追加されました(措令27の4⑥七)。

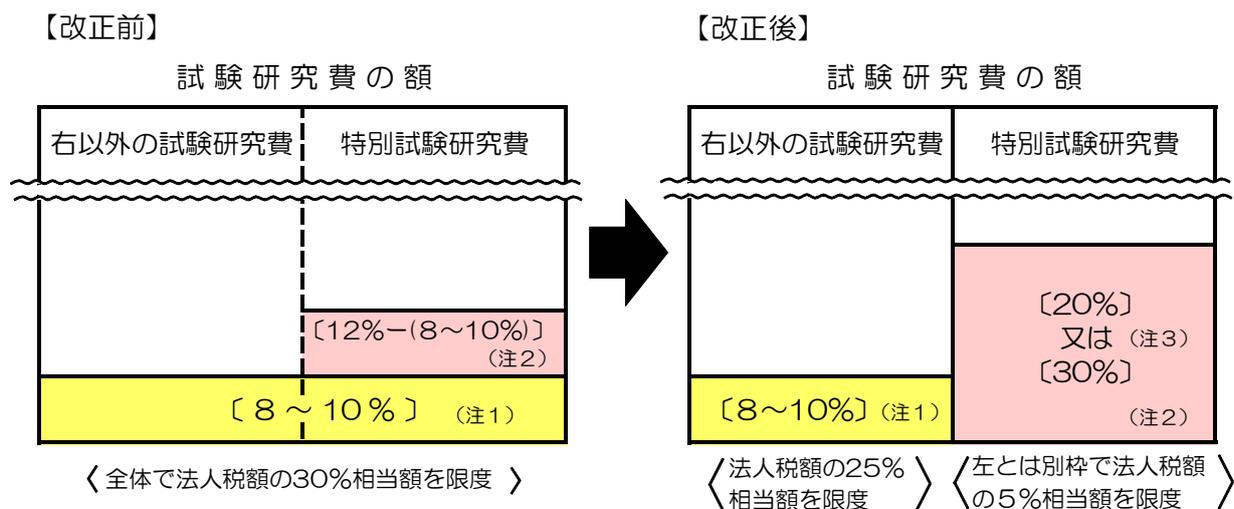
(ハ) 特定中小企業者等(中小事業者等(注2)に限ります。)に対して支払う知的財産権の使用料(注3)が追加されました(措令27の4⑥八、⑦四)。

(注1) 特定中小企業者等とは、中小事業者等、公益法人等その他試験研究を行う一定の機関をいい、特別研究機関等、大学等、その法人がその発行済株式等の総数又は総額の100分の25以上を有している他の法人、その法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の25以上を有している他の者及びその法人との間に支配関係がある他の者を除きます(措令27の4⑥七)。

(注2) 中小事業者等とは、措法第10条第2項に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの、中小企業者(12ページⅣ1(3)(注)参照)で青色申告書を提出するもの及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人に該当するものをいいます(措令27の4⑥七)。

(注3) 知的財産権の使用料の額は、確定申告書等に一定の書類の写しを添付することにより証明がされた金額となります(措規20⑩)。

《イメージ図》



改正前の〔 〕は、試験研究費の額に対する税額控除割合を表し、改正後の〔 〕は、区分したそれぞれの試験研究費の額に対する税額控除割合を表します。

(注1) 【制度の概要】(1)による税額の控除額(試験研究割合により8~10%)

(注2) 【制度の概要】(2)による税額の控除額

(注3) 特別研究機関等との共同研究・委託研究の場合は30%、それ以外の場合は20%

(3) 繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度の廃止

【制度の概要】(4)の制度は、廃止されました(旧措法42の4③~⑤⑦⑧⑩)。

(4) 連結納税の承認の職権取消しがあった場合の税額控除の取戻し課税制度の廃止

連結納税の承認の職権取消しがあった場合の税額控除の取戻し課税制度が廃止されました(旧措法42の4⑪⑬、旧措令27の4⑳㉑)。

(5) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例制度の廃止

【制度の概要】(6)の制度は、廃止されました(旧措法42の4の2)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の9、旧措法68の9の2)。

【適用時期】

(1) 【改正の内容】の(1)から(3)まで及び(5)は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則72、73、84)。

なお、同日前に開始した事業年度において控除しきれなかった金額については、同日以後に開始する事業年度において法人税額から控除することはできません。

(2) 【改正の内容】の(4)は、連結子法人が連結納税の承認を取り消された場合におけるその連結子法人の取消日前5年以内に開始した各連結事業年度のうち連結親法人事業年度が平成27年4月1日前に開始した連結事業年度に係る金額については、従来どおり適用されます(改正法附則73①、84④)。

4 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の10①、68の14①、改正法附則1十三、75①、86）	○ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等（13ページⅣ2(2)参照）と同様の改正が行われました。	13ページⅣ2(2)の適用時期等と同じとなります。
(2) 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の法人税額の特別控除（旧措法42の12の2、68の15の3、旧措令27の12の2、39の45の3、改正法附則72、88）	○ 本制度は廃止されました。	平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の3①、68の15の4①、措令27の12の3、措規20の8①、22の30①、改正法附則78、89）	○ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（13ページⅣ2(4)参照）と同様の改正が行われました。	13ページⅣ2(4)の適用時期等と同じとなります。
(4) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の4①②、68の15の5①②）	○ 雇用者給与等支給増加割合の要件について、次の法人の区分に応じそれぞれ次の割合に引き下げられました。 イ 中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人 平成28年4月1日以後に開始する適用年度について3%以上（改正前5%以上） ロ イ以外の法人 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度について4%以上（改正前5%以上）	—

VI 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 使用済燃料再処理準備金 (措法57の3①③⑦⑧⑩～⑬、68の53①③⑥⑦⑨⑩、措令32の6、39の81①②、措規21の8、22の50、改正法附則1十四、80①、91①)</p>	<p>○ 適格分割又は適格現物出資により準備金を引き継ぐ等の措置が追加されました。</p>	<p>電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日以後に行われる適格分割又は適格現物出資については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 原子力発電施設解体準備金 (措法57の4⑤⑩⑪⑬～⑰、68の54④⑧⑨⑪～⑮、措令33⑤、39の82③、措規21の11②、22の55②、改正法附則1十五、80②、91②)</p>	<p>○ 適格分割又は適格現物出資により準備金を引き継ぐ等の措置が追加されました。</p>	<p>電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行の日以後に行われる特定原子力発電設備の移転について適用し、同日前に行われた特定原子力発電設備の移転については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (措令33の7③、39の86②、改正措令附則33、42)</p> <p>(措法57の9③、68の59③)</p>	<p>○ 一括評価金銭債権の帳簿価額から控除される実質的に債権とみられない金額を基準年度の実績による場合の簡便法について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 簡便法によることができる法人が平成27年4月1日に存する法人とされました。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 基準年度が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に開始した各事業年度とされました。</p> <p>○ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例制度について、適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(4) 農業経営基盤強化準備金 (措法61の2①、68の64①、改正法附則81①、92①)</p> <p>(旧措規21の18の2①、改正措規附則20)</p> <p>(措法61の2①、68の64①)</p>	<p>○ 対象法人から農業生産法人以外の特定農業法人が除外されました。</p> <p>○ 対象となる交付金から、環境保全型農業直接支援対策交付金が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平27.4.1以後に交付を受ける交付金等について適用され、同日前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 農用地等を取得した場合の課税の特例（措法61の3①、68の65①、措規21の18の3①、22の61の3①、改正法附則81②、92②）</p>	<p>○ 対象となる特定農業用機械等が農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア（建物及びその附属設備にあつては、農業の用に直接供される一定のものに限ります。）とされました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>

VII 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3④八の二、68の68④）	○ 適用除外措置について、国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるものが追加されました。	本制度は、平10.1.1から平29.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措規14⑤四の九、22の2④一、福島復興特措法32、改正措規附則1九、9①、改正福島復興特措法附則1）	○ 福島復興特措法の改正に伴い、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例制度等に係る簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地でその事業の用に供されるもの等が追加されました。	改正福島復興特措法の施行の日（平27.5.7）以後に行う資産の譲渡について適用されます。
(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65⑩⑪、68の72⑩⑪、措令39の2⑫～⑮、39の100⑦～⑩、改正法附則82①、93①）	○ 完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産について、その譲渡の後に土地区画整理事業の換地処分及び第一種市街地再開発事業の権利変換等があったことによりこの制度の適用を受ける場合には、その譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこと等とされました。	平27.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。
(4) 収用換地等の場合の所得の特別控除（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置に関する政令63の3、63の4、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令附則1、3）	○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の買取協議に基づき土地を譲渡した場合の5,000万円特別控除について、同法に基づき指定された特定駐留軍用地跡地が買取協議の対象に追加されました。	平27.4.1以後に行う特定駐留軍用地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①三、68の75①）	○ 一団の宅地の造成に関する事業に係る土地等の譲渡について、適用期限が平成29年12月31日まで3年延長されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (措法65の7①表九、68の78①表九、措令39の7⑦、39の106③、改正法附則82②、93②、改正措令附則34、43)</p> <p>(措法65の7⑭、65の8⑱、68の78⑭、68の79⑲、改正法附則1十一、82③、93③)</p> <p>(措法65の7①、65の8①、65の9①、68の78①、68の79①、68の80①)</p>	<p>○ 長期所有の土地等、建物又は構築物から国内にある土地等、建物、構築物若しくは機械及び装置又は一定の車両及び運搬具への買換えに係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 買換資産から機械及び装置並びにコンテナ用の貨車が除外されました。</p> <p>ロ 譲渡資産が地域再生法の集中地域以外の地域内にあり、買換資産が次の地域内にある場合の圧縮限度額は、それぞれ次の割合に引き下げられました。</p> <p>(イ) 地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する一定の地域 70%</p> <p>(ロ) 集中地域 ((イ)の地域を除きます。) 75%</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年3月延長されました。</p>	<p>平27.1.1以後に資産の譲渡をして、同日以後に取得をする資産について適用され、同日前に資産の譲渡をして同日前に取得をした資産又は同日以後に取得をする資産及び同日以後に資産の譲渡をして同日前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>改正地域再生法(平27.5.8現在審議中)の施行の日以後に資産の譲渡をして、同日以後に取得をする資産について適用されます。</p> <p>—</p>

Ⅷ 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 外国法人の法人税の見直し (法10の3④、法令14の11⑥、改正法附則22)</p> <p>(法令177②、改正法令附則14)</p> <p>(法142の5②、改正法附則32)</p> <p>(法142の9、法令190の2、改正法附則32)</p> <p>(法144の3②、改正法附則32)</p>	<p>○ 外国法人が設立されたものとみなして欠損金の繰越控除制度等を適用することとされる場合から、その外国法人を合併法人とする適格合併によりその適格合併に係る被合併法人である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けたことによってその合併法人である外国法人が恒久的施設を有することとなるなどの一定の場合が除外されました。</p> <p>○ 外国法人が得る履行期間が6月未満の売掛債権等に係る利子は、国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないことが明確化されました。</p> <p>○ 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度による損金算入額は、確定申告書等に記載された金額を限度とすることとされました。</p> <p>○ 外国法人の恒久的施設と本店等との間で、その恒久的施設による次の資産の取得又は譲渡に相当する内部取引があった場合には、その内部取引は、その資産の内部取引の直前の帳簿価額に相当する金額により行われたものとして、その外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内不動産の譲渡所得や貸付対価等の国内源泉所得を生ずべき資産（恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得として課税対象となり得る資産をいいます。） <p>この場合のその恒久的施設における内部取引に係る資産の取得価額は、その内部取引の直前の帳簿価額に相当する金額とされました。</p> <p>○ 中間申告書の提出を要する事業年度から、恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しない外国法人になった日の翌日の属する事業年度が除外されました。</p> <p>○ 外国法人に対する国際課税原則の見直し（帰属主義への変更）が円滑に実施されるよう、上記のほか所要の整備が行われました。</p>	<p>恒久的施設を有しない外国法人が平28.4.1以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用されます。</p> <p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(2) 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 (法23の2②、改正法附則24①②)</p>	<p>○ 本制度について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 益金不算入とされる外国子会社（持株割合が25%以上等の要件を満たす外国法人をいいます。以下同じです。）から受ける剰余金の配当等の額から、その剰余金の配当等の額の全部又は一部がその外国子会社の本店所在地国の法令においてその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額が除外されました。</p>	<p>内国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度において外国子会社から受ける剰余金の配当等の額について適用され、同日前に開始した事業年度において外国子会社から受けた剰余金の配当等の額及び同日から平30.3.31までの</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(法23の2③、法令22の4④、改正法附則24①②)</p> <p>(法23の2④、法令22の4⑤、改正法附則24①)</p> <p>(法23の2⑦、法規8の5②、改正法附則24①)</p>	<p>ロ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の一部がその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものである場合には、その受ける剰余金の配当等の額のうち、その損金の額に算入された部分の金額（以下「損金算入対応受取配当等の額」といいます。）を、上記イにより益金不算入の対象から除外する金額とすることができることとされました。</p> <p>ハ 上記ロの適用を受けた剰余金の配当等の額について、その剰余金の配当等の額を受けた日の属する事業年度後の各事業年度において損金算入対応受取配当等の額が増額された場合は、その増額後の損金算入対応受取配当等の額を益金算入することとされました。</p> <p>ニ 上記ロの適用を受けるためには、剰余金の配当等の額を受ける日の属する事業年度に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書にその適用を受けようとする旨並びに損金算入対応受取配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、外国子会社の損金の額に算入された剰余金の配当等の額を明らかにする一定の書類を保存する必要があることとされました。</p> <p>○ 本制度の見直しに伴い、上記のほか所要の整備が行われました。</p>	<p>間に開始する各事業年度において外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（平28.4.1において保有するその外国子会社の株式又は出資（同日において外国子会社に該当する外国法人の株式又は出資に限ります。）に係るものに限ります。）については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(3) 外国税額の控除 (法令142の2⑦三、155の27⑤二、改正法令附則9、12)</p> <p>(法令141の2～141の8、155の27の2～155の27の4、改正法令附則9、12)</p>	<p>○ 上記(2)の改正により、益金不算入としないこととされた外国子会社からの剰余金の配当等の額に対して課せられる外国源泉税等の額が、外国税額控除の対象とされました。</p> <p>○ 内国法人の外国税額控除における国外所得金額について、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得に区分して計算方法を定めるとともに、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算について明確化のための所要の整備が行われました。</p>	<p>内国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>
<p>(4) 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (措令39の14①二、39の114①二、改正措令附則35①、44①)</p>	<p>○ 本特例（いわゆる外国子会社合算税制）について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）が、20%未満（改正前20%以下）に変更されました。</p>	<p>外国関係会社の平27.4.1以後に開始する事業年度分の外国関係会</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令39の15①四、39の115①四、改正措令附則35②、44②)</p>	<p>ロ 特定外国子会社等の適用対象金額の計算上控除することとされている子会社（持株割合25%以上等の要件を満たす法人をいいます。以下同じです。）から受ける配当等の額から、その受ける配当等の額の全部又は一部がその子会社の本店所在地国の法令においてその子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている配当等の額に該当する場合におけるその受ける配当等の額（以下「損金算入配当等の額」といいます。）が除外されました。</p>	<p>社の判定について適用され、同日前に開始した事業年度分の外国関係会社の判定については、従来どおり適用されます。</p> <p>特定外国子会社等の平28.4.1以後に開始する事業年度分の適用対象金額の計算について適用され、同日前に開始した事業年度分の適用対象金額の計算については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(措令39の15③三・四、39の115③三・四、改正措令附則35②、44②)</p>	<p>ハ 特定外国子会社等の適用対象金額の計算上控除することとされている控除対象配当等の額に、特定外国子会社等が他の特定外国子会社等（上記ロの子会社に該当するものに限ります。以下同じです。）から受ける損金算入配当等の額が当該他の特定外国子会社等の基準事業年度の配当可能金額のうちその特定外国子会社等の出資対応配当可能金額を超えない場合であって、その基準事業年度が課税対象金額又は個別課税対象金額の生ずる事業年度である場合のその損金算入配当等の額等が追加されました。</p>	<p>同上</p>
<p>(措法66の6③、68の90③、改正法附則83①、94①) (措令39の17②、39の117②) (措令39の17④、39の117④)</p>	<p>ニ 適用除外基準について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 事業基準の判定における被統括会社の範囲に、特定外国子会社等が発行済株式等の50%以上を有する等の要件を満たす内国法人が追加されました。</p> <p>(ロ) 事業基準の判定における事業持株会社の要件に、次に掲げる割合のいずれかが50%を超えていることが追加されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括会社が有する外国法人である被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額とその統括会社が有する全ての被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額に対する割合 ・ 統括会社が外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額とその統括会社が全ての被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する割合 	<p>特定外国子会社等の平27.4.1以後に開始する事業年度分の適用対象金額について適用され、同日前に開始した事業年度分の適用対象金額については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(措令39の17④一、39の117④一) (措令39の17⑩、39の117⑩、改正措令附則35③、44③)</p>	<p>(ハ) 事業基準の判定における統括会社の要件のうち、2以上の被統括会社に対して統括業務を行っていることとする要件について、複数の被統括会社（外国法人である2以上の被統括会社を含む場合に限り。）に対して統括業務を行っていることとする見直しが行われました。</p> <p>(ニ) 非関連者基準の判定における卸売業を主たる事業とする統括会社が行う取引に係る非関連者の範囲が外国法人である被統括会社に限定されました。</p>	
<p>(措法66の6⑧、68の90⑧、改正法附則83②、94②)</p>	<p>ホ 適用除外基準の適用がある旨を記載した書面の添付がない確定申告書の提出があり、又はその適用がある旨を明らかにする資料等の保存がなかった場合においても、税務署長がその添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書面及び資料等の提出</p>	<p>特定外国子会社等の平27.4.1以後に開始する事業年度分の適用対象金額又は部分適用対象金額について適用され</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法66の8②③⑨⑩、68の92②③⑨⑩、改正法附則83③、94③)</p>	<p>があった場合に限り、適用除外基準を適用することができることとされました。</p> <p>へ 内国法人が外国法人（上記(2)イの外国子会社に該当するものに限ります。以下同じです。）から受ける損金算入配当等の額のうち、その内国法人の損金算入配当等の額を受ける日を含む事業年度及びその事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において益金の額に算入された金額であって、その外国法人に係る課税対象金額等の合計額等に達するまでのものは、益金の額に算入しないこととされました。</p> <p>○ その他所要の整備が行われました。</p>	<p>ます。</p> <p>平28.4.1以後に開始する事業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合について適用され、同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた剰余金の配当等の額がある場合については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（措法66の9の2⑧、66の9の4②③⑧⑨、68の93の2⑧、68の93の4②③⑧⑨、措令39の20の2⑦二、39の120の2⑦二、改正法附則83④⑤、94④⑤、改正措令附則36、45）</p>	<p>○ 上記(4)イからハまで、ホ及びへに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(4)イからハまで、ホ及びへに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(6) 適格合併等の範囲に関する特例（措令39の34の3⑤二イ、⑥、改正措令附則40）</p> <p>(措令39の34の3⑤二ロ、⑥、改正措令附則40)</p>	<p>○ 上記(4)の外国子会社合算税制におけるトリガー税率が20%未満（改正前20%以下）に変更されたことに伴い、特定軽減課税外国法人に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準が20%未満（改正前20%以下）に変更されました。</p> <p>○ 特定軽減課税外国法人に該当する外国法人の要件について、外国法人が合併、分割、株式交換又は現物出資（以下「合併等」といいます。）が行われる日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度がない外国法人である場合には、その合併等が行われる日を含む事業年度において行うこととされている主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとしたときに適用される本店所在地国の外国法人税の税率が20%未満であることが追加されました。</p>	<p>平27.4.1以後に行われる合併、分割、株式交換又は現物出資について適用され、同日前に行われた合併、分割、株式交換又は現物出資については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>

IX その他の改正

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 収益事業の範囲 (法令5①二ホ、五ト、改正法令附則2)</p> <p>(旧法令5①三イ、改正法令附則2)</p> <p>(旧法令5①三ヌ)</p>	<p>○ 収益事業から除外される民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業に、都市再生特別措置法の誘導施設等整備事業支援業務における公益的施設の整備費を負担する参加業務が追加されました。</p> <p>○ 次の事業について収益事業から除外される措置が廃止されました。</p> <p>イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が業務として行う金銭貸付業</p> <p>ロ 独立行政法人情報通信研究機構が業務として行う金銭貸付業</p>	<p>平27.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(2) 資本金等の額 (法令8①十七、法規8の2の3、改正法令附則3)</p>	<p>○ 投資法人の金銭の分配に係るみなし配当事由の範囲の明確化に伴い、資本金等の額から減算する出資等減少分配に係る分配資本金額について所要の整備が行われました。</p>	<p>平27.4.1以後に資本の払戻し等又は出資等減少分配を行う場合について適用されます。</p>
<p>(3) 利益積立金額 (法令9①十二、改正法令附則4)</p>	<p>○ 投資法人の金銭の分配に係るみなし配当事由の範囲の明確化に伴い、利益積立金額から減算する金額について所要の整備が行われました。</p>	<p>同上</p>
<p>(4) 役員給与の損金不算入 (法令69④四、改正法令附則1一)</p> <p>(法令71①四、改正法令附則1一)</p>	<p>○ 利益連動給与が損金の額に算入されるための要件である適正な手続に、監査等委員会設置会社である場合の取締役会の決議による決定が追加されました。</p> <p>○ 使用人兼務役員の範囲から除かれる取締役について、指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役が追加されました。</p>	<p>平27.5.1から施行されます。</p> <p>同上</p>
<p>(5) 不正行為等に係る費用等の損金不算入 (法55④六、改正法附則1十、26)</p>	<p>○ 不当景品類及び不当表示防止法の改正による新たな同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金の額に算入しないこととされました。</p>	<p>不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成26年法律第118号）の施行の日以後に行われた行為に係るものについて適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理における有効性判定方法等（法令121の3の2、法規27の8⑥～⑧、改正法令附則2）</p> <p>（法令121の9の2、法規27の9④⑤、改正法令附則2）</p>	<p>○ 繰延ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定について、次の方法による場合には、その有効性判定を行おうとする事業年度の確定申告書（又は仮決算を行う場合の中間申告書）の提出期限までに、その方法により有効性判定を行う旨、ヘッジ手段であるオプション取引の種類並びにヘッジ対象である資産又は負債及び金銭の範囲などを記載した届出書を所轄税務署長に提出することにより、その有効性判定ができることとされました。</p> <p>イ 期末時又は決済時におけるオプション取引に係る基礎商品変動差額とヘッジ対象資産等評価差額とを比較する方法</p> <p>ロ 期末時又は決済時におけるオプション取引に係る受払金銭評価差額とヘッジ対象金銭受払差額とを比較する方法</p> <p>この届出書の提出があった場合には、その適用を受ける最初の事業年度以後の各事業年度の有効性判定はイ又はロの方法により行うものとされました。</p> <p>この届出書を提出した法人が、イ又はロの方法による有効性判定をやめようとする場合には、そのやめようとする事業年度開始の日の前日までに、イ又はロの方法により有効性判定を行うことをやめようとする旨などを記載した届出書を所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。</p> <p>○ 時価ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定について、変動差額比較法（基礎商品変動差額とヘッジ対象有価証券評価差額とを比較する方法をいいます。）による場合についても、上記と同様の取扱いができることとされました。</p>	<p>平27.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>同 上</p>
<p>(7) 借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入（法令138①一ロ、法規27の21③、改正法令附則6）</p>	<p>○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の使用の認可を受けた事業と一体的に施行される事業により設置される一定の施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定により土地を使用させた場合における土地の帳簿価額の一部の損金算入に係る要件が、その設定の直前におけるその土地の価額のうちに、その価額からその設定の直後におけるその土地の価額を控除した残額の2倍に相当する金額にその土地における地表から大深度までの距離をその借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さからその大深度までの距離で除して得た数を乗じて計算した金額の占める割合がその設定の直前におけるその土地の価額に対して10分の5以上となるときとされました。</p>	<p>平27.4.1以後に行う借地権の設定について適用されます。</p> <p>なお、同日前に行った借地権の設定については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入（法令139の4②二、改正法令附則7）</p>	<p>○ 消費税の課税の対象に特定仕入れが追加されたことに伴い、消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れに係る控除対象外消費税額等については、その生じた事業年度の損金の額に算入することとされました。</p>	<p>平27.10.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(9) 退職年金等積立金に対する法人税（法84①②、改正法附則1三イ）</p>	<p>○ 退職年金業務等に国家公務員共済組合法の退職等年金給付積立金の積立て等の業務、地方公務員等共済組合法の退職等年金給付組合積立金の積立ての業務、同法の退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務並びに日本私立学校振興・共済事業団法の退職等年金給付の業務が追加されました。</p>	<p>平11.4.1から平29.3.31までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金に対しては、法人税を課さないこととされています。</p>
<p>(10) 青色申告（法121②、改正法附則1）</p>	<p>○ 連結納税の承認を受けている法人は、退職年金等積立金に対する法人税に係る申告書を青色申告書により提出できるとされました。</p>	<p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(11) 青色申告の承認の取消し（法127②）	○ 青色申告の承認を受けた法人が連結納税の承認を取り消された場合には、税務署長はその法人の青色申告の承認を取り消すことが明確化されました。	—
(12) 公共法人の範囲（法別表第一、平15財務省告示第606号、平27財務省告示第102号）	○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の施行に伴い、同法に基づき設立される国立研究開発法人日本医療研究開発機構を公共法人とすることとされました。	—
(13) 認定研究開発事業者等の課税の特例（旧措法61、68の63の3、旧措令37、39の90の3、改正法附則72）	○ 本制度は廃止されました。	平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(14) 技術研究組合の所得の計算の特例（措令39の21、改正措令附則37） (措法66の10①、68の94①)	○ 対象とされる試験研究用資産から土地の上に存する権利が除外されました。 ○ 適用期限が平成30年3月31日まで3年延長されました。	平27.4.1以後に賦課する金額をもって取得等をするものについて適用され、同日前に賦課した金額をもって取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(15) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（旧措令39の22②八、④、旧措規22の11の3、改正措令附則38）	○ 適用対象から独立行政法人農畜産業振興機構の業務（養豚事業者が豚肉の取引価格又は生産費の変動により生ずる損失の補填事業に係る業務）に係る負担金が除外されました。	平27.4.1前に支出した業務に係る基金に充てるための負担金については、従来どおり適用されます。
(16) 特定目的会社に係る課税の特例（措法67の14①、22改正法附則96）	○ 平成22年4月1日前に設立された特定目的会社のうち平成27年3月31日までに業務開始届出をしなかったものは同年4月1日以後に終了する事業年度について、基準特定出資の国内募集割合が50%を超えていることとする要件を適用することとされました。	—
(17) 投資法人に係る課税の特例（措規22の19②～⑥、改正措規附則22）	○ 配当等の額の支払額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額について、一時差異等調整積立金の積立額を控除する等の範囲の見直しが行われました。	平27.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

第2編 震災特例法に関する改正

福島再開投資等準備金制度の創設

〔創設された制度の概要〕

福島復興特措法第25条に規定する認定事業者であるものが、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間(注)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合併を除きます。)の日の前日を含む事業年度を除きます。)において、同法第18条第1項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用(以下「施設新設等費用」といいます。)の支出に充てるため、次の(1)又は(2)の金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができることとされました(震災特例法18の8①)。

- (1) 認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てるために積み立てる資金の総額(以下「投資予定額」といいます。)の2分の1に相当する金額
- (2) 認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係るイの金額からロの金額を控除した金額

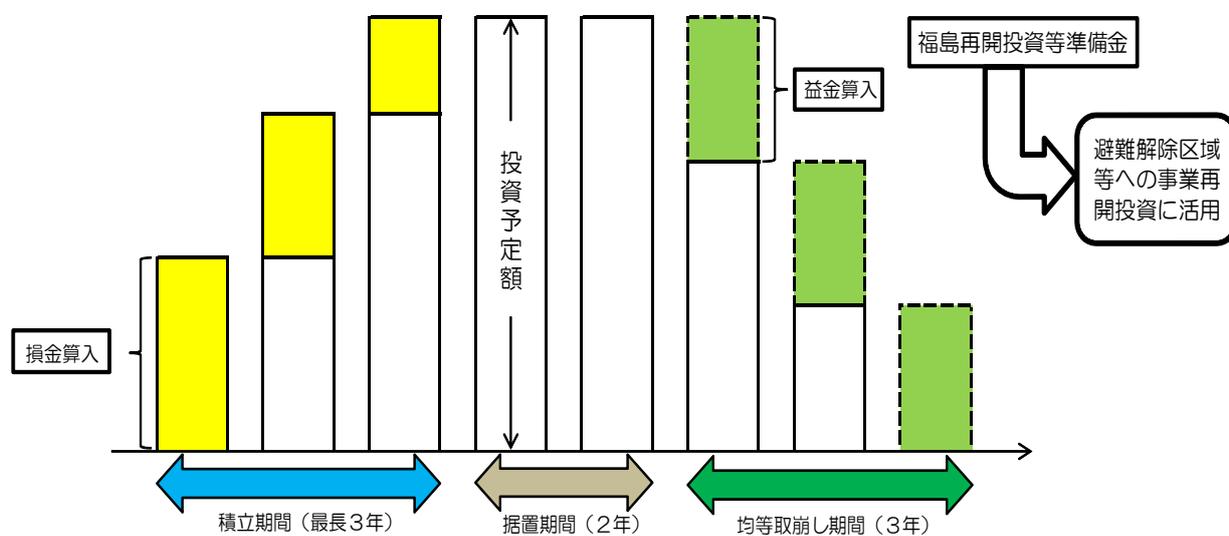
イ 投資予定額

ロ その事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額に相当する金額

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける特定機械装置等の償却費として損金の額に算入される金額から普通償却限度額を控除した金額(以下「特別償却実施額」といいます。)の合計額に相当する金額等を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日を含む事業年度の翌事業年度から3年間でその2年を経過する日を含む事業年度終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとされました(震災特例法18の8③④)。

(注) 積立期間とは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間をいいます(震災特例法18の8①、震災特例法規6の7①)。

《イメージ図》



1 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、福島復興特措法第 25 条に規定する認定事業者である法人です（震災特例法 18 の 8 ①、福島復興特措法 25）。

2 適用対象事業年度

本制度の適用対象事業年度は、福島復興特措法第 25 条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第 18 条第 1 項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する一定の期間内の日を含む事業年度です（震災特例法 18 の 8 ①）。

3 積立限度額

本制度による積立限度額は、次の算式により計算した金額です（震災特例法 18 の 8 ①）。

(算 式)

$$\text{積立限度額} = \left(\begin{array}{l} \text{次のうちいずれか少ない金額} \\ \cdot \text{投資予定額} \times \frac{1}{2} \\ \cdot \text{投資予定額} - \text{前事業年度から繰り越された福島再開投資等} \\ \quad \text{準備金の金額に相当する金額} \end{array} \right)$$

4 準備金の益金算入

(1) 累積超過による取崩し

法人の事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された福島再開投資等準備金の金額が投資予定額を超えるときは、その超える金額とその福島再開投資等準備金の金額（その日までに下記(4)により益金の額に算入された金額等がある場合には、それらの金額を控除した金額）とのうちいずれか少ない金額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入します（震災特例法 18 の 8 ②）。

(2) 特別償却実施額の取崩し

法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度（震災特例法 17 の 2 の 2）の適用を受ける場合には、その適用を受ける特定機械装置等の特別償却実施額の合計額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入します（震災特例法 18 の 8 ③）。

(3) 3 年均等取崩し

法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された福島再開投資等準備金の金額がある場合には、その 2 年を経過する日を含む事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額を 3 年で均等額を取り崩して益金の額に算入します（震災特例法 18 の 8 ④）。

(4) その他の取崩し

福島再開投資等準備金を積み立てている法人が次に掲げる取崩しの事由等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日（合併の場合にあってはその前日）を含む事業年度において、それぞれ次に掲げる金額を取り崩して益金の額に算入します（震災特例法 18 の 8 ⑤）。

取崩しの事由等	取り崩して益金の額に算入する金額
イ 福島復興特措法第20条第6項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を取り消された場合（震災特例法18の8⑤一）	その取り消された日における福島再開投資等準備金の金額
ロ 法人が被合併法人となる合併が行われた場合（震災特例法18の8⑤二）	その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額
ハ 法人が解散した場合（合併により解散した場合は除きます。）（震災特例法18の8⑤三）	その解散の日における福島再開投資等準備金の金額
ニ 上記(1)から(3)まで及びイからハまでの場合以外の場合において福島再開投資等準備金の金額を取り崩した場合（震災特例法18の8⑤四）	その取り崩した日における福島再開投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 企業立地促進区域に係る設備投資減税の適用期間の特例

福島再開投資等準備金を積み立てている法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日が、その認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の実施区域に係る企業立地促進計画の提出があった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日後である場合には、その法人に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限の末日は、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日とされました。ただし、その5年を経過する日の翌日以後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のもの(注)に限り、適用できることとされました（震災特例法18の8⑩）。

(注) 一定の規模以上のものとは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものをいいます（震災特例法令18の7②）。

申告に当たっての注意点

- イ 青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。
- ロ 福島再開投資等準備金は、損金経理により積み立てる方法に代えて、事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法によることも認められます（震災特例法18の8①）。
- ハ 本制度の適用を受けるためには確定申告書等に福島再開投資等準備金の積立額の損金算入に関する申告の記載をしてその積立額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法18の8⑦）。
- ニ 福島再開投資等準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合には、その適格合併直前における福島再開投資等準備金の金額は、その合併法人に引き継がれます（震災特例法18の8⑧）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法26の8）。

〔施行時期〕

改正福島復興特措法の施行の日（平成27年5月7日）から施行されます（改正法附則1十七、改正福島復興特措法附則1）。